

- (7) 利用する施設の名称
- (8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項  
(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、条例第3条の規定による利用の許可をしたときは、その利用許可書を交付しなければならない。ただし、前条ただし書の場合にあっては、この限りでない。  
(利用の変更又は取消し)

第4条 前条の規定による利用許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の変更をしようとするときは、その理由及び内容を記載した申請書に当該利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

2 利用者が、利用の取消しをしようとするときは、その理由を記載した届出書に前条の利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第5条 利用者その他の武道館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 武道館の施設又は備品を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 武道館内に爆発物、可燃物等の危険物を持ち込まないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (4) 備品を武道館の外に持ち出さないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、武道館の秩序の維持について指定管理者が長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て定める事項

(損傷又は滅失の届出)

第6条 利用者は、施設又は備品を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を指定管理者に届け出て、指定管理者の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さなければならぬ。

(利用後の処理)

第7条 利用者は、施設又は備品の利用を終了したときは、清掃し、又は整理して、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(指定の申請)

第8条 条例第7条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第7条に規定する教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第5条の申請を行うもの（以下の項において「申請者」という。）について教育委員会がその性格に応じ前項に規定する申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書  
若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- (4) 役員の名簿及び履歴書
- (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 申請者が条例第8条第4号に該当する旨の誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類  
(利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合)

第9条 条例第11条第3号に規定する教育委員会規則で定める場合

は、第5条の規定に違反した場合とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

(別記様式) (第8条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名

印

長野県立武道館の指定管理者の指定を受けたいので、長野県立武道館条例第5条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。

スポーツ課



### 長野県告示第113号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の規定に基づき、令和元年度において地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

令和元年7月16日

長野県知事 阿部守一

強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業等補助金交付要綱（平成31年4月1日付け31園畜第257号農政部長通知）の規定に基づく補助金の交付（事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。）

人事課

## 長野県告示第114号

平成31年3月29日専決処分した平成30年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和元年7月16日

長野県知事 阿部 守一

## 平成30年度長野県一般会計補正予算(第7号)

## 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

## (1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税	233,358,114	1,355,122	234,713,236
3 地 方 譲 与 税	38,217,650	309,245	38,526,895
5 地 方 交 付 税	199,440,124	604,433	200,044,557
6 交通 安全 対策 特別 交付 金	745,000	△ 103,393	641,607
7 分 担 金 及び 負 担 金	2,434,474	△ 23,861	2,410,613
9 国 庫 支 出 金	110,842,651	△ 56,653	110,785,998
11 寄 付 金	575,983	26,100	602,083
12 繰 入 金	8,763,606	△ 4,200,000	4,563,606
14 諸 収 入	36,616,793	407,856	37,024,649
15 県 債	115,852,000	△ 1,325,000	114,527,000
歳 入 合 計	851,931,010	△ 3,006,151	848,924,859

## (2) 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費	39,659,713	△ 853,306	38,806,407
3 民 生 費	118,156,637	△ 143,787	118,012,850
4 衛 生 費	20,326,470	△ 389	20,326,081
7 農 林 水 産 業 費	43,886,853	△ 15,088	43,871,765
9 土 木 費	124,356,191	△ 1,216,506	123,139,685
10 警 察 費	42,796,301	△ 114,068	42,682,233
11 教 育 費	203,192,743	△ 465,819	202,726,924
12 災 害 復 旧 費	6,309,818	△ 197,188	6,112,630
歳 出 合 計	851,931,010	△ 3,006,151	848,924,859

## 2 地方債補正

地域鉄道整備事業費ほか18件 限度額 △ 1,325,000 千円

## 平成30年度長野県流域下水道事業費特別会計補正予算(第4号)

## 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

## (1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金	2,096,689	9,540	2,106,229
歳 入 合 計	10,164,560	9,540	10,174,100

## (2) 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 公 債 費	2,643,000	9,540	2,652,540
歳 出 合 計	10,164,560	9,540	10,174,100

財政課

## 長野県告示第115号

令和元年7月5日成立した令和元年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和元年7月16日

長野県知事 阿部 守一

## 令和元年度長野県一般会計補正予算(第1号)

## 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

## (1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金	117,123,854	204,844	117,328,698
13 繰 越 金	1	60,951	60,952
14 諸 収 入	59,738,504	12,640	59,751,144
15 県 債	115,557,000	59,000	115,616,000
歳 入 合 計	885,973,110	337,435	886,310,545

## (2) 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費	42,467,795	24,191	42,491,986
3 民 生 費	125,704,452	195,958	125,900,410
4 衛 生 費	21,711,404	900	21,712,304
6 環 境 費	3,329,180	62,600	3,391,780
7 農 林 水 産 業 費	44,475,841	12,074	44,487,915
9 土 木 費	127,400,150	8,976	127,409,126
10 警 察 費	43,840,525	2,654	43,843,179
11 教 育 費	203,306,679	30,082	203,336,761
歳 出 合 計	885,973,110	337,435	886,310,545

## 2 債務負担行為補正

家畜疾病経営維持資金利子補給	限度額	827 千円
----------------	-----	--------

## 3 地方債補正

社会福祉施設整備事業費ほか2件	限度額	59,000 千円
-----------------	-----	-----------

財政課

## 長野県告示第116号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和元年7月16日

長野県知事 阿部 守一

## 精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
こさとスマイル薬局	上田市古里1930-3	令和元年7月1日
あち訪問看護ステーション	下伊那郡阿智村駒場447番地2	令和元年7月1日
訪問看護ステーション岩村田	佐久市岩村田802-1	令和元年7月1日
訪問看護ステーション 社協・ふれあい	塩尻市広丘堅石2151番地2	令和元年7月1日

保健・疾病対策課

**長野県教育委員会告示第2号**

令和2年度（2020年度）長野県立高等学校入学者選抜要綱を次のとおり定めました。

令和元年7月16日

長野県教育委員会

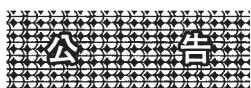
## 1 要綱の名称

令和2年度（2020年度）長野県立高等学校入学者選抜要綱

## 2 要綱の内容

要綱の内容は、長野県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/jukense/index.html>）に掲載しました。

高校教育課

**公告**

令和元年7月9日、上中堰土地改良区の定款変更を認可しました。

令和元年7月16日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

**公告**

安曇野有明土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和元年7月16日

長野県松本地域振興局長 小野 浩美

## 理事

## 新任

氏 名 住 所

竹原 徳治 安曇野市穂高有明223番地

曾根原 衛 安曇野市穂高有明3877番地2

矢野口 和男 安曇野市穂高有明1864番地

征矢野 泰久 安曇野市穂高有明930番地

丸山 博行 安曇野市穂高有明1420番地

有賀 泰仁 安曇野市穂高有明6707番地3

田口 博之 安曇野市穂高有明7060番地7

茅野 雅彦 北安曇郡松川村4566番地4

## 重任

氏 名 住 所

胡桃 美幸 安曇野市穂高有明4907番地1

横澤 利幸 安曇野市穂高有明2479番地1

青木 正敏 安曇野市穂高有明5351番地

## 退任

氏 名 住 所

等々力 史記 安曇野市穂高有明2314番地2

川口 豊隆 北安曇郡松川村4569番地2

千国 博司	安曇野市穂高有明187番地2
小林 基治	安曇野市穂高有明5441番地3
中村 守良	安曇野市穂高有明2105番地124
金森 和博	安曇野市穂高有明4073番地3
塙田 未喜男	安曇野市穂高有明1777番地
下里 善造	安曇野市穂高有明6488番地1

## 監事

## 新任

氏名	住所
赤羽 照夫	安曇野市穂高有明4799番地
耳塙 壽久	安曇野市穂高有明1730番地

## 退任

氏名	住所
会田 明太郎	安曇野市穂高有明3772番地
角田 朝壽	安曇野市穂高有明1764番地5
勝野 周相	安曇野市穂高有明1876番地
佐藤 文俊	安曇野市穂高有明1213番地1
有賀 善彦	安曇野市穂高有明6926番地1
内山 和明	安曇野市穂高有明5404番地1

農地整備課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年7月16日

長野県上田建設事務所長 蓬田 陽

## 1 許可番号

令和元年5月20日 長野県上田建設事務所指令元上建第101-1号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市東内字中五丁田2049-1、2049-2

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町8-8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 永松文彦

都市・まちづくり課